

フュージョンエネルギー発電実証推進事業補助金交付規程

(通則)

第1条 フュージョンエネルギー発電実証推進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)、研究活動の不正行為への対応に関する指針(平成19年12月26日経済産業省策定。)(以下「不正行為指針」という。)、公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針(平成20年12月3日経済産業省策定。)(以下「不正使用指針」という。)及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、一般社団法人低炭素投資促進機構(以下「GIO」という)が、フュージョンエネルギーによる発電実証を目指すスタートアップ等(以下「間接補助事業者」という。)が行う、フュージョンエネルギー発電実証推進事業(以下「間接補助事業」という。)を支援する事業を行うことにより、技術開発を支援し、世界に先駆けた発電実証を実現することを目的とする。

2 この規程は、フュージョンエネルギー発電実証推進事業補助金交付要綱第28条に基づき、GIOが行う間接補助事業者への補助金交付の手續等を定め、その業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3条 GIOは、間接補助事業者が間接補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象としてGIOが認める経費(以下「補助対象経費」という。)について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙 暴力団排除に関する誓約事項 記に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費の区分及び補助率は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、様式第1による補助金交付申請書にGIOが定める書類(以下「添付書類」という。)を添えて、GIOに提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(電子情報処理組織による申請等)

第5条 申請者は、前条第1項の規定に基づく交付の申請、第8条の規定に基づく申請の取下げ、

第10条第1項の規定に基づく計画変更の申請、第13条の規定に基づく事故の報告、第14条の規定に基づく状況報告、第15条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、第17条第2項の規定に基づく支払請求、第18条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告又は第23条第3項の規定に基づく財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第6条 GIOは、前条の規定により行われた交付申請等に係る次条第1項の規定に基づく通知、第10条第1項の規定に基づく承認、第13条の規定に基づく指示、第14条の規定に基づく要求、第16条第1項の規定に基づく通知、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令（第18条第3項及び第19条第6項の規定において準用する場合を含む。）、第18条第2項の規定に基づく返還命令、第19条第1項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第4項の規定に基づく返還命令、同条第5項の規定に基づく納付命令、第22条第4項の規定に基づく納付命令（第23条第4項の規定において準用する場合を含む。）又は第23条第3項の規定に基づく承認について、当該通知等を補助金申請システム又は電子メールにより行うことができる。

（交付決定の通知）

第7条 GIOは、第4条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、経済産業省と協議した上で補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

2 第4条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 GIOは、第4条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 GIOは、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第8条 申請者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内にGIOに書面をもって申し出なければならない。

（間接補助事業の経理等）

第9条 間接補助事業者は、間接補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 間接補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を間接補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、GIOの要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（計画変更の承認等）

第10条 間接補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第3による申請書をGIOに提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 「競争的研究費における各種手続き等に係る統一ルールについて」（令和3年3月5日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）の6. 費目間流用ルールに基づく範囲の流用の場合を除く。
 - (2) 間接補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - (ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、間接補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - (イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
 - (3) 間接補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 GIOは、前項に基づく申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。
 - 3 GIOは、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(契約等)

- 第11条 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 2 間接補助事業者は、前項の契約に当たり、契約の相手方に対し、間接補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
 - 3 間接補助事業者は、第1項の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不相当である場合は、GIOの承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
 - 4 GIOは、間接補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、間接補助事業者はGIOから求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
 - 5 前4項までの規定は、間接補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、間接補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

- 第12条 間接補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部をGIOの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 GIOが第16条第1項の規定に基づく確定を行った後、間接補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、間接補助事業者がGIOに対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、GIOは次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、間接補助事業者から債権を譲り受けた者がGIOに対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条

第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) G I Oは、間接補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

(3) G I Oは、間接補助事業者による債権譲渡後も、間接補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら間接補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて間接補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、G I Oが行う弁済の効力は、G I Oが支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第13条 間接補助事業者は、間接補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は間接補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第4による事故報告書をG I Oに提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第14条 間接補助事業者は、間接補助事業の遂行及び収支の状況について、G I Oの要求があったときは速やかに様式第5による状況報告書をG I Oに提出しなければならない。

(実績報告)

第15条 間接補助事業者は、間接補助事業が完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、完了の日の翌日から起算して61日以内の日又はG I Oが定めた日のいずれか早い日までに様式第6による実績報告書をG I Oに提出しなければならない。

2 間接補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、G I Oが定めた日までに前項に準ずる実績報告書をG I Oに提出しなければならない。

3 間接補助事業者は、第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、G I Oは期限について猶予することができる。

4 間接補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第16条 G I Oは、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る間接補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第10条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、間接補助事業者に通知する。

2 G I Oは、間接補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

4 G I Oは、補助事業の適正な遂行のため必要があると認めるときは、第1項に基づく現地調査

等のほか、事業に係る取引先（請負先、委託先及びそれ以下の請負先、委託先も含む）に対して、現地調査等を行うことができるものとし、間接補助事業者は当該調査の実施に必要な措置を講じるものとする。

（補助金の支払）

第17条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 間接補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第7による精算（概算）払請求書をG I Oに提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第18条 間接補助事業者は、間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第8により速やかにG I Oに報告しなければならない。

2 G I Oは、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 第16条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

（交付決定の取消し等）

第19条 G I Oは、第10条第1項第3号の間接補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

（1）間接補助事業者が、法令、又は本規程に基づくG I Oの処分若しくは指示に違反した場合

（2）間接補助事業者が、補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合

（3）間接補助事業者が、間接補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

（4）交付の決定後生じた事情の変更等により、間接補助事業の全部又は一部を継続する必要性がなくなった場合

（5）間接補助事業者が、法令に違反又は補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合

（6）間接補助事業に従事した者が、不正行為指針により研究活動の不正行為があったと認定された場合

（7）間接補助事業に従事した者が、不正行為指針により研究費の不正使用及び不正受給があったと認定された場合

（8）間接補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

2 前項の規定は、第16条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 G I Oは、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに間接補助事業者に通知するものとする。

4 G I Oは、第1項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

5 G I Oは、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号及び第5号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

6 第4項に基づく補助金の返還については、第16条第3項の規定を準用する。

7 G I Oは、第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更する場合には、あらかじめ

め経済産業省と協議を行うものとする。

(加算金の計算)

第20条 GIOは、補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして当該返還に係る加算金を徴収するものとする。

2 GIOは、加算金を徴収する場合において、間接補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第21条 GIOは、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(財産の管理等)

第22条 間接補助事業者は、補助対象経費（間接補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 間接補助事業者は、取得財産等について、様式第9による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

3 間接補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第15条第1項に定める実績報告書に様式第10による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

4 間接補助事業の終了前は、GIOは、間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部をGIOに納付させることがある。

5 間接補助事業の終了後は、経済産業省は、間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を経済産業省に納付させることがある。

6 乙は「競争的研究費における各種手続き等に係る統一ルールについて」（令和3年3月5日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）の5. 購入した研究設備・機器の有効活用に基づき、本来の事業に支障を及ぼさない範囲で委託業務にて取得した50万円以上の研究設備・機器及び備品並びに消耗品を一時的に他の研究開発に使用することができる。

(財産の処分の制限)

第23条 取得財産等のうち、施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づきGIOが定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。

2 前項の財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。

3 間接補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産

等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第11による申請書をG I O（間接補助事業終了後は経済産業省）に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（情報管理及び秘密保持）

第24条 間接補助事業者は、間接補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、間接補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうちその他の第三者の秘密情報（間接補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 間接補助事業者は、間接補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。間接補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も間接補助事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は間接補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（暴力団排除に関する誓約）

第25条 間接補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない。交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（海外付加価値税に係る還付金の納付）

第26条 G I Oは、間接補助事業における展示会等の実施に当たり、海外の付加価値税について補助金を交付する場合であって当該付加価値税について還付制度が存在する場合には、還付制度の利用について間接補助事業者に対して検討を求めることができる。

2 間接補助事業者は、間接補助事業完了後に、海外の付加価値税について還付を受けた場合には、様式第12により速やかにG I Oに報告しなければならない。

3 G I Oは、前項の報告があった場合には、還付を受けた海外付加価値税の全部又は一部に相当する金額をG I Oに納付させることができる。

（産業財産権等に関する申請及び管理）

第27条 間接補助事業者は、間接補助事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権、意匠権又は著作権等（以下「産業財産権等」という。）を間接補助事業年度若しくは間接補助事業年度の完了した日の属する年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合には遅滞なく、様式第13による産業財産権等取得等届出書をG I O（間接補助事業年度の完了した日の属する年度の終了後5年以内は経済産業省）に提出しなければならない。

2 間接補助事業者は、前項の産業財産権等については、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（産業財産権等の譲渡及び専用実施権の設定）

第28条 間接補助事業者は、前条の産業財産権等を移転する場合においては、あらかじめ様式第14による産業財産権等移転承認申請書をG I O（間接補助事業年度の完了した日の属する年度の終了後5年以内は経済産業省）に提出し、その承認を受けなければならない。経済産業省の承認を受けたうえで、産業財産権等の移転を行った場合は様式第13による産業財産権等取得等届

出書をG I O（間接補助事業年度の完了した日の属する年度の終了後5年以内は経済産業省）に提出しなければならない。

- 2 間接補助事業者は、前条の産業財産権等についての専用実施権等の設定や移転を行う場合においては、あらかじめ様式第15による専用実施権等設定・移転承認申請書をG I O（間接補助事業年度の完了した日の属する年度の終了後5年以内は経済産業省）に提出し、その承認を受けなければならない。経済産業省の承認を受けたうえで、専用実施権等の設定や移転を行った場合は様式第13による産業財産権等取得等届出書をG I O（間接補助事業年度の完了した日の属する年度の終了後5年以内は経済産業省）に提出しなければならない。

（協力事項）

第29条 間接補助事業者は、知的財産権の利用状況調査、中間評価、追跡評価及び追跡調査に係る資料作成、情報提供、ヒアリングへの対応並びに委員会等の出席について間接補助事業者の負担においてG I Oに協力するものとする。

（指導監督等）

第30条 G I Oは、間接補助事業者による間接補助事業の実施に関し、本規程に基づき指導監督を行う。

- 2 間接補助事業者は、事業の実施に疑義が生じたとき、事業の実施に支障が生じたとき等必要に応じ、遅滞なくG I Oに報告及び相談を行う。
- 3 G I Oは間接補助事業者に対し、事業の実施状況の報告を求め、必要に応じ改善等の指導及び助言を行うことができるものとする。
- 4 間接補助事業者は、間接補助事業の実施体制の大幅な変更等、間接補助事業の実施に影響を及ぼす事情が生じたときは、速やかにG I Oに報告するものとする。

附 則

この規程は、経済産業大臣の承認を受けた日（2026年4月30日）から施行する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、間接補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別 表

補助金の名称	補助事業		補助率
	補助対象経費の区分	内 容	
フュージョンエネルギー発電実証推進事業補助金	直接経費	フュージョンエネルギーによる発電実証を目指すスタートアップ等による技術開発に要する経費の一部を補助する事業に要する経費のうち物品費（設備備品費、消耗品費）、人件費・謝金、旅費、その他（外注費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水費、その他諸経費）に係る経費	補助対象経費の2/3
	委託費・共同実施費	フュージョンエネルギーによる発電実証を目指すスタートアップ等による技術開発に要する経費の一部を補助する事業に要する経費のうち、間接補助事業の一部を第三者に委託又は第三者と共同で実施するための経費	補助対象経費の2/3

(様式第1)

番 号
年 月 日

一般社団法人低炭素投資促進機構
理事長 殿

申請者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和7年度補正フュージョンエネルギー発電実証推進事業補助金交付申請書

フュージョンエネルギー発電実証推進事業補助金交付規程（以下「交付規程」という。）第4条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

1. 間接補助事業の名称、目的及び内容

- (1) 名称
- (2) 目的
- (3) 内容

2. 間接補助事業の開始及び完了予定日

3. 間接補助事業に要する経費 円

4. 補助対象経費 円

5. 補助金交付申請額 円

6. 間接補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

7. 同上の金額の算出基礎

(注1) 申請書には、次の事項を記載した書面を添付すること。

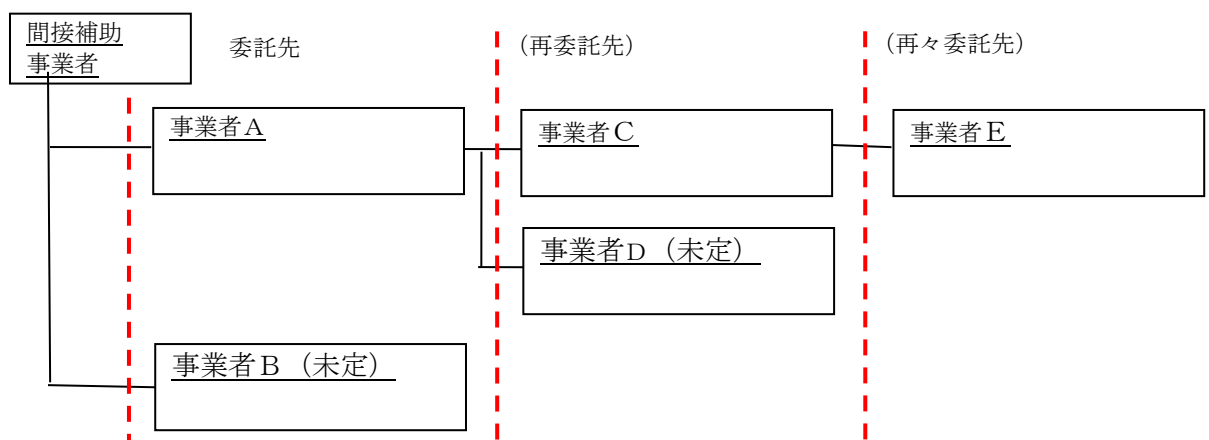
1. 申請者の営む主な事業
2. 申請者の資産及び負債に関する事項
3. 間接補助事業の経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
4. 間接補助事業の効果
5. 間接補助事業に関して生ずる収入金に関する事項
6. 申請者の役員等名簿
7. 実施体制図

別添2

実施体制図

実施体制（間接補助事業者及び税込み100万円以上の契約。請負その他委託の形式を問わない。）

事業者名	関係	住所	金額(税込み)	業務の範囲
事業者A	委託先	東京都〇〇区・・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記。	※できる限り詳細に記入のこと
事業者B 未定	外注先	〃	〃	〃
事業者C	再委託先 (事業者Aの委託先)	〃	〃	〃
事業者D 未定	再委託先 (事業者Aの委託先)	〃	〃	〃
事業者E	再々委託先 (事業者Cの委託先)	〃	〃	〃



【実施体制図に記載すべき事項】

- ・間接補助事業の一部を第三者に委託（請負その他委託の形式を問わない。）した場合については、契約先の事業者（税込み100万円以上の取引に限る）の事業者名、間接補助事業者との契約関係、住所、金額及び業務の範囲を記載のこと。
- ・第三者の委託先からさらに委託している場合（再委託などを行っている場合で、税込み100万円以上の取引に限る）も上記と同様に記載のこと。

(様式第2)

番 号
年 月 日

法人にあつては名称
及び代表者の氏名 宛て

一般社団法人低炭素投資促進機構
理事長

名

令和7年度補正フュージョンエネルギー発電実証推進事業補助金
(事業名：) 交付決定通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって申請のありました令和 年度フュージョンエネルギー発電実証推進事業補助金については、フュージョンエネルギー発電実証推進事業補助金交付規程（以下「交付規程」という。）第7条第1項に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和 年 月 日付け第 号で申請のありました令和 年度フュージョンエネルギー発電実証推進事業補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとします。
2. 間接補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

間接補助事業に要する経費	金	,		円
補助対象経費	金	,		円
補助金の額	金	,		円

ただし、間接補助事業の内容が変更された場合における間接補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。
3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとします。
4. 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とします。
5. 間接補助事業者は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、フュージョンエネルギー発電実証推進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及び交付規程の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。また、間接補助事業者等の不正経理等の防止に万全を期すようお願いいたします。

- (1) 適正化法第17条第1項若しくは第2項の規定による交付決定の取消し、第18条第1項の規定による補助金等の返還又は第19条第1項の規定による加算金の納付
- (2) 適正化法第29条から第32条（地方公共団体の場合は第31条）までの規定による罰則
- (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと
- (4) 経済産業省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること
- (5) 間接補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

6. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

7. 間接補助事業者は、間接補助事業に従事した時間等を明らかにするため、以下の帳簿等を日々作成しなければなりません。

- (1) 間接補助事業に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
- (2) 前号の者ごとにおいて実際に間接補助事業に従事した時間を証明するに足る帳簿等

8. 間接補助事業者は、本事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年3月31日法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保されますよう留意してください。

(様式第3)

番 号
年 月 日

一般社団法人低炭素投資促進機構
理事長 殿

間接補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和7年度補正フュージョンエネルギー発電実証推進事業計画変更(等)承認申請書
(事業名:)

フュージョンエネルギー発電実証推進事業補助金交付規程第10条第1項の規定に基づき、計画変更(等)について下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容
2. 変更を必要とする理由
3. 変更が間接補助事業に及ぼす影響
4. 変更後の間接補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額
(新旧対比)
5. 同上の算出基礎

(注) 中止又は廃止にあつては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

(様式第4)

番 号
年 月 日

一般社団法人低炭素投資促進機構
理事長 殿

間接補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和7年度補正フュージョンエネルギー発電実証推進事業事故報告書
(事業名:)

フュージョンエネルギー発電実証推進事業補助金交付規程第13条の規定に基づき、間接補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

1. 事故の原因及び内容
2. 事故に係る金額 円
3. 事故に対して採った措置
4. 間接補助事業の遂行及び完了の予定

(様式第5)

番 号
年 月 日

一般社団法人低炭素投資促進機構
理事長 殿

間接補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和7年度補正フュージョンエネルギー発電実証推進事業状況報告書
(事業名：)

フュージョンエネルギー発電実証推進事業補助金交付規程第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 間接補助事業の遂行状況
2. 補助対象経費の区分別収支概要

(様式第6)

番 号
年 月 日

一般社団法人低炭素投資促進機構
理事長 殿

間接補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和7年度補正フュージョンエネルギー発電実証推進事業実績報告書
(事業名:)

フュージョンエネルギー発電実証推進事業補助金交付規程第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 実施した補助事業
(1) 間接補助事業の内容
(2) 重点的に実施した事項
(3) 間接補助事業の効果

2. 間接補助事業の収支決算

(1) 収 入

(単位: 円)

項 目	金 額
自 己 資 金 補助金充当額	
合 計	

(2) 支 出

(イ) 総括表

(単位: 円)

区 分	補 助 事 業 に 要 した 経 費		補 助 対 象 経 費				補 助 金 充 当 額		
	計 画 額	実 績 額	計 画 額	流 用 額	流 用 後 額	実 績 額	交 付 決 定 額	流 用 後 交 付 決 定 額	実 績 額
合 計									

(ロ) 経費の内訳 (各経費の配分ごとの実績の内訳を記載)

(注1) 当該年度に財産を取得しているときは、交付規程第22条第3項の規定に基づき、様式第10による取得財産等管理明細表を添付することとする。

(注2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明

記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

(注3) 支出総括表の流用後交付決定額は、区分間の流用をした場合に流用後の交付決定額を記載することとする。

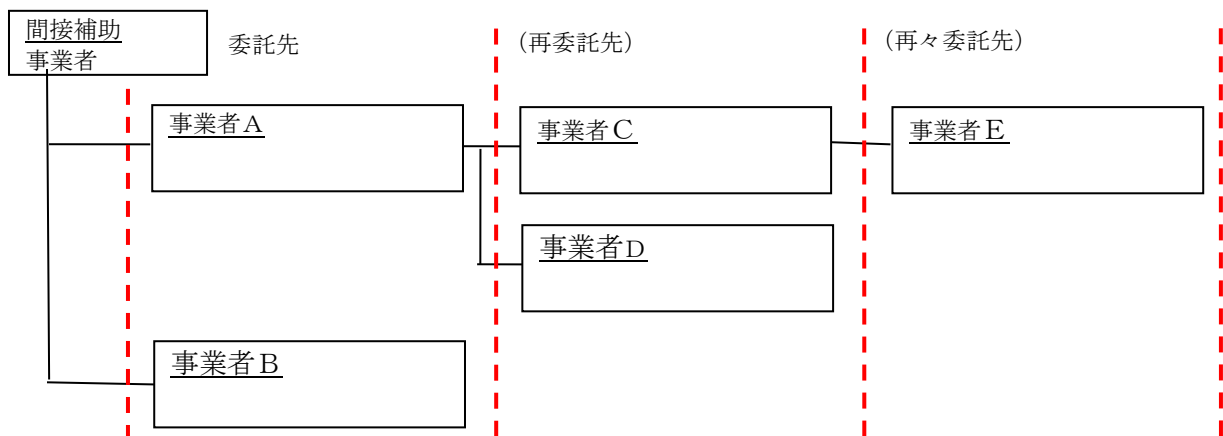
(注4) 間接補助事業の一部を第三者に委託をした場合は、最終的な実施体制図を添付すること。

(別添)

実施体制図

実施体制（間接補助事業者及び税込み100万円以上の契約。請負その他委託の形式を問わない。）

事業者名	関係	住所	実績額(税込み)	業務の範囲
事業者A	委託先	東京都〇〇区・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記。	※できる限り詳細に記入のこと
事業者B	外注先	〃	〃	〃
事業者C	再委託先 (事業者Aの委託先)	〃	〃	〃
事業者D	再委託先 (事業者Aの委託先)	〃	〃	〃
事業者E	再々委託先 (事業者Cの委託先)	〃	〃	〃



【実施体制図に記載すべき事項】

- ・ 間接補助事業の一部を第三者に委託（請負その他委託の形式を問わない。）した場合には、契約先の事業者（税込み100万円以上の取引に限る）の事業者名、間接補助事業者との契約関係、住所、実績額及び業務の範囲
- ・ 第三者の委託先からさらに委託している場合（再委託などを行っている場合で、税込み100万円以上の取引に限る）も上記と同様に記載のこと。

(様式第7)

番 号
年 月 日

一般社団法人低炭素投資促進機構
理事長 殿

間接補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和7年度補正フュージョンエネルギー発電実証推進事業補助金精算(概算)払請求書
(事業名:)

フュージョンエネルギー発電実証推進事業補助金交付規程第17条第2項の規定に基づき、下記
のとおり請求します。

記

1. 精算(概算)払請求金額(算用数字を使用すること。) 円
2. 請求金額の算出内訳(概算払の請求をするときに限る。)
3. 概算払を必要とする理由(概算払の請求をするときに限る。)
4. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

(注) 概算払の請求をするときには、別紙「概算払請求内訳書」を添付すること。

(様式第8)

番 号
年 月 日

一般社団法人低炭素投資促進機構
理事長 殿

間接補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和7年度補正消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書
(事業名:)

フュージョンエネルギー発電実証推進事業補助金交付規程第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--|---|
| 1. 補助金額 (交付規程第16条第1項による額の確定額) | 円 |
| 2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額 (3. - 2.) | 円 |

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。

(様式第9)

取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限 期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から第3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第23条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、本交付規程第23条第2項に定める期間を記載すること。

(様式第10)

取得財産等管理明細表 (令和 年度)

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限 期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から第3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第23条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、本交付規程第23条第2項に定める期間を記載すること。

(様式第11)

番 号
年 月 日

一般社団法人低炭素投資促進機構
理事長 殿

間接補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和7年度補正フュージョンエネルギー発電実証推進事業財産処分承認申請書
(事業名:)

フュージョンエネルギー発電実証推進事業補助金交付規程第23条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 処分の内容

①処分する財産名等 (別紙) ※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等

②処分の内容 (有償・無償の別も記載のこと。) 及び処分予定日
処分の相手方 (住所、氏名又は名称、使用の目的等)

2. 処分理由

(様式第12)

番
年 月 日
号

一般社団法人低炭素投資促進機構
理事長 殿

間接補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和7年度補正フュージョンエネルギー発電実証推進事業における海外付加価値税還付報告書
(事業名:)

フュージョンエネルギー発電実証推進事業補助金交付規程第26条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|-------------------------------|---|
| 1. 補助金額 (交付規程第16条第1項による額の確定額) | 円 |
| 2. 補助金の確定時における海外付加価値税の額 | 円 |
| 3. 海外付加価値税還付額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額 | 円 |

(注) 別紙として積算の内訳等を添付すること。

(様式第13)

番 号
年 月 日

経済産業省 殿 /
一般社団法人低炭素投資促進機構
理事長 殿

間接補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和7年度補正フュージョンエネルギー発電実証推進事業補助金産業財産権等取得等届出書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があつた上記の間接補助事業
に関し、下記のとおり産業財産権等の取得（出願、譲渡、実施権の設定）をしたので、フュージョン
エネルギー発電実証推進事業補助金交付規程第27条及び第28条の規定に基づき届け出ます。

記

1. 間接補助事業の名称
2. 間接補助事業の概要
3. 産業財産権等の種類（番号及び産業財産権等の種類）
4. 産業財産権等の内容
5. 相手先及び条件（譲渡及び実施権の設定の場合）

(注) 申請する事業に応じて（ ）内を適宜修正すること。

(様式第14)

番 号
年 月 日

経済産業省 殿 /
一般社団法人低炭素投資促進機構
理事長 殿

間接補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和7年度補正フュージョンエネルギー発電実証推進事業補助金産業財産権等移転承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があつた上記の間接補助事業に
関し、その成果に係る産業財産権等の移転を以下のとおり申請します。

1. 本通知に係る間接補助事業の概要

間接補助事業の名称	
間接補助事業の概要	
間接補助事業期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

2. 対象となる産業財産権等について

産業財産権等の種類（番号及び産業財産権等の種類） （注1）	
産業財産権等の内容	
移転先の名称および住所 （注2）	
移転の理由（注3）	以下のいずれかを選択するとともに、その具体的な理由を下欄に記載する。 （1）移転先が、国内事業活動（製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等）において当該産業財産権等を利用するため （2）移転先が、海外事業活動において当該産業財産権等を利用することにより、我が国に利益がもたらされるため （3）その他 （具体的な理由） 《別紙注意事項参照》
特記事項	

※1 本様式にて事前申請を行った場合においても、実際に移転を行った後に、改めて様式第13にて届け出ください。

※2 第三者と共有する産業財産権等を間接補助事業者が放棄することにより、当該第三者に間接補助事業者の持分が移転することとなる場合は、「放棄」ではなく「移転」の取扱いとしますので、「移転」と同様の事前申請（本様式）及び届け出（様式第13）を行ってください。

（注意事項）

（注1）番号については、特許権、実用新案権又は意匠権については出願番号（国名付記）を、著作権については登録番号又は管理番号を、出願前の知的財産権又はノウハウを使用する権利については管理番号を記載してください。

（注2）移転先が複数ある場合は、すべてを記載してください。

（注3）移転の具体的な理由については、以下の要領に従って記載してください。

①理由が（1）の場合

国内事業活動の内容を以下の観点に適宜用いて具体的に説明してください。（用いる観点は、以下に限定されるものではありません。）

- ・当該産業財産権等を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の実績又は具体的な計画
- ・当該産業財産権等に類する技術を用いた製品の製造又はサービスの提供の実績 等

②理由が（2）の場合

海外事業活動の内容を以下の観点に適宜用いて具体的に説明してください。（用いる観点は、以下に限定されるものではありません。）

- ・当該産業財産権等を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の実績又は具体的な計画
 - ・当該産業財産権等に類する技術を用いた製品の製造又はサービスの提供の実績 等
- さらに、当該産業財産権等の利用による、我が国に利益がもたらされることが明確であることを、以下の観点に適宜用いて具体的に説明してください。（用いる観点は、以下に限定されるものではありません。）
- ・移転元の産業財産戦略における当該専用実施権等設定の位置づけ（国際分業戦略等）等
 - ・当該移転により産業財産権利者及び我が国にもたらされる利益の見込み 等

③理由が（3）の場合

当該産業財産権等の移転が必要である理由を具体的に説明してください。

(様式第15)

番 号
年 月 日

経済産業省 殿 /
一般社団法人低炭素投資促進機構
理事長 殿

間接補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和7年度補正フェージョンエネルギー発電実証推進事業補助金産業財産権等における
専用実施権等設定・移転承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があつた上記の間接補助事業に
関し、その成果に係る産業財産権等について専用実施権等の設定等を以下のとおり申請します。

1. 本通知に係る間接補助事業の概要

間接補助事業の名称	
間接補助事業の概要	
間接補助事業期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

2. 対象となる産業財産権等について

申請内容	専用実施権等の (設定 ・ 移転)
産業財産権等の種類	
登録番号又は出願番号等 (注2)	
専用実施権等の設定を受ける 者・移転先の名称および住所 (注3)	
設定・移転の理由 (注4)	以下のいずれかを選択するとともに、その具体的な理由を 下欄に記載する。 (1) 設定・移転先が、国内事業活動 (製品の製造、製品 化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等) において 当該産業財産権等を利用するため (2) 設定・移転先が、海外事業活動において当該産業財 産権等を利用することにより、我が国に利益がもたらされ るため (3) その他

	(具体的な理由) 《別紙注意事項参照》
特記事項	

※1 本様式にて事前申請を行った場合においても、実際に専用実施権等の設定等を行った後に、改めて様式第13にて届け出ください。

(注意事項)

(注1) 番号については、特許権、実用新案権又は意匠権については出願番号(国名付記)を、著作権については登録番号又は管理番号を、ノウハウを使用する権利については管理番号を記載してください。

(注2) 専用実施権等の設定を受ける者・移転先が複数ある場合は、すべてを記載してください。

(注3) 具体的な理由については、以下の要領に従って記載してください。

①理由が(1)の場合

国内事業活動の内容を以下の観点に適宜用いて具体的に説明してください。(用いる観点は、以下に限定されるものではありません。)

- ・当該産業財産権等を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の実績または具体的な計画
- ・当該産業財産権等に類する技術を用いた製品の製造又はサービスの提供の実績 等

②理由が(2)の場合

海外事業活動の内容を以下の観点に適宜用いて具体的に説明してください。(用いる観点は、以下に限定されるものではありません。)

- ・当該産業財産権等を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の実績または具体的な計画
- ・当該産業財産権等に類する技術を用いた製品の製造又はサービスの提供の実績 等

さらに、当該産業財産権等の利用による、我が国に利益がもたらされることが明確であることを、以下の観点に適宜用いて具体的に説明してください。(用いる観点は、以下に限定されるものではありません。)

- ・移転元の産業財産戦略における当該専用実施権等設定の位置づけ(国際分業戦略等) 等
- ・当該移転により産業財産権利者及び我が国にもたらされる利益の見込み 等

③理由が(3)の場合

当該専用実施権等の設定等が必要である理由を具体的に説明してください。